

最高裁が弁論、民法887条2項ただし書の解釈が争点

被相続人の兄弟姉妹の子、 傍系卑属でも代襲相続は可能か

被相続人の兄弟姉妹が相続人となる場合において、その兄弟姉妹が相続開始以前に死亡したとき、被相続人の傍系卑属であっても代襲相続人となることができるか否かが争われた事件で、最高裁判所（渡辺恵理子裁判長）は10月1日、弁論を開いた。原審の東京高裁では、民法889条2項において準用する同法887条2項ただし書により、被相続人の傍系卑属であれば代襲相続人となることのできる判断を示しているが、その判断が覆る可能性がでてきた。



ただし書では「被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない」

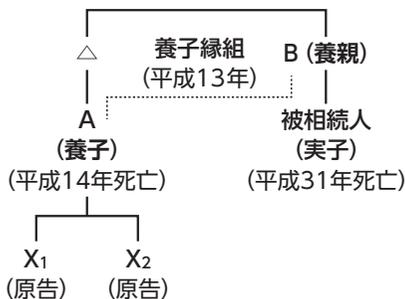
本件は、原告ら（X₁、X₂）が被相続人の死亡以前に亡くなっていた母（A）を代襲して被相続人の相続人になるとして、遺産である土地及び建物について、相続を原因とする所有権移転登記及び持分移転登記の各申請をしたところ、申請を却下する旨の決定が行われたため、原告らが本件処分は違法であるとして、その取消しを求めたものである。

原告らの母であるAは、原告らの出生後に、被相続人の母であるB（Aの叔母）と養子縁組をしたことにより、被相続人の妹となった

（図表1参照）。相続人らの祖母とBとは姉妹であったため、養子縁組の前から相続人らは被相続人の5親等の傍系親族であった。なお、相続人らとB及び被相続人との間に養子縁組による新たな親族関係は生じていない。

この裁判の争点は、被相続人の傍系卑属であれば代襲相続人となるか否かである。原告らは、被相続人の妹の子であるが、民法889条2項は、同法887条2項を準用するところ、これによれば、被相続人の兄弟姉妹の子は、被相続人を代襲相続するものとされている。そして、被相続人の兄弟姉妹の子が代襲相続するためには、①相続開始以前に相続人（兄弟姉妹）が死亡するか、又は相続権を失っていることのほか、代襲相続人に求められることとして、②相続開始時に存在していること、③被代襲者の子であること、④被相続人との関係で欠格者でないことが必要とされている。原告らはこれらの要件は充足しているが、民法889条2項は、兄弟姉妹の子

【図表1】



（出典：最高裁資料に基づき作成）